

## 大分大学医学部将来計画委員会細則

平成21年2月9日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程(平成21年医学部規程第1-1号)第7条の規定に基づき、大分大学医学部将来計画委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、医学部及び大学院医学系研究科における将来計画の基本的事項を審議する。

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 病院長
- (3) 評議員
- (4) 副学部長
- (5) 副病院長
- (6) 学科長
- (7) 医学科、看護学科及び先進医療科学科の教授 3人
- (8) 医学・病院事務部長
- (9) その他学部長が必要と認める者

2 前項第7号及び第9号の委員は、学部長が指名する。

### (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (専門委員会)

第7条 委員会に、特定の事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### (事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

### (雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### 附 則 (平成21年医学部細則第1-1号)

1 この細則は、平成21年2月9日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第6号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部将来計画委員会規程（平成16年医学部規程第1-12号）は、廃止する。

附 則（令和5年医学部細則第1-1号）  
この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第1-10号）  
この細則は、令和5年6月7日から施行する。